

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和6年10月18日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
たら固定式刺し網漁業	14隻	15トン未満	定めなし	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 ア 青森県と秋田県との県境にある須郷埼突端から真方位282度16,300メートルの点 イ 須郷埼突端から真方位285度13,000メートルの点 ウ 西津軽郡深浦町鱸作埼灯台中心点から真方位206度6,900メートルの点 エ 鱸作埼灯台中心点から真方位227度9,100メートルの点	12月10日から翌年2月20日まで	西津軽郡深浦町に住所を有する者	令和6年10月18日から11月15日まで	1 許可の有効期間は、令和6年12月10日から令和7年2月20日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 設置できる漁具は1ヶ統とし、全長は600メートル以内、網の目合は180ミリメートル以上とすること (2) 漁具の敷設中は、その両端に許可番号及び漁業者名並びに船名を明記した方50センチメートル以上の赤色の標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、夜間にあっては周囲2キロメートル以上離れた場所から視認できる電灯その他の照明装置を設置し発光させること (3) 船舶には次のとおり標識及び許可番号を表示すること ア 船体の標識 船橋楼両側面を垂直方向に1メートルの巾で黄色に塗装すること イ 許可番号 船橋楼両側面の上部に横書きで表示すること。文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上、色は黒色とすること